

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（湛水防除事業 クリーク防災機能保全対策）神崎市東部地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成25年12月18日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番1号）に提出してください。

平成25年11月5日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（湛水防除事業 クリーク防災機能保全対策）神崎市東部地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成25年11月5日から平成25年12月3日まで

3 縦覧の場所

神崎市役所